

退職所得に対する住民税の特別徴収について

退職所得に対する個人の市民税・県民税については、所得税と同様に、他の所得と区分して退職手当等の支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその税額を差し引いて、市民税・県民税をあわせて市長村に納入することとされています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は、退職した日)の属する年の1月1日現在に霧島市にお住まいの方

退職所得の金額 = (退職手当等の金額 - 退職控除額※①) × 1/2

特別徴収すべき税額 = (退職所得の金額 × 税率(市民税 6%、県民税 4%))

※①退職所得控除額の計算方法

勤続年数	控除額
20年以下の場合	40万円 × 勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	(70万円 × (勤続年数 - 20年)) + 800万円

- ・勤続年数5年以下の法人役員等については、1/2をかける措置はありません。
- ・勤続年数に1年未満の端数があるときは、たとえ1日でも1年として計算します。
- ・障害者になったことに直接起因して退職した場合は、上表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

2. 計算例

【退職金の額 14,223,632円 勤続年数 25年の場合】

①退職所得控除額の計算

$(700,000 \text{円} \times (25 \text{年} - 20 \text{年})) + 8,000,000 \text{円} = 11,500,000 \text{円}$

②退職所得の金額

$(14,223,632 \text{円} - 11,500,000 \text{円}) \times 1/2 = 1,361,000 \text{円}$ (1,000円未満切捨)

③特別徴収すべき税額

市民税 $1,361,000 \text{円} \times 6\% = 81,600 \text{円}$ (100円未満切捨)

県民税 $1,361,000 \text{円} \times 4\% = 54,400 \text{円}$ (100円未満切捨)

特別徴収すべき税額 136,000円(市民税 81,600円 県民税 54,400円)

3. 納入の手続

退職手当等の支払者は、特別徴収した税額を「退職所得分 市民税・県民税 納入申告書」(納入書と同一用紙の納入済通知書の裏面になっています。)に所要事項を記載し、特別徴収した月の翌月10日までに提出するとともに、申告した税額を同日までに納入書により納めてください。

4. 納入書の書き方(退職金に係る市民税・県民税を納入する場合)

- ・納入金額(2)の「退職所得分」欄に納入金額を記入してください。
- ・裏面の退職所得分市民税・県民税納入申告書も記入してください。

問い合わせ先

〒899-4394 鹿児島県霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市役所 税務課 市民税グループ 電話 0995-45-5111(内線 1372~1376)

